

令和8年4月27日(月)

○行政処分に関するお問い合わせ先  
介護高齢課居宅サービス係(内線2575)  
TEL 027-226-2574

○監査に関するお問い合わせ先  
監査指導課監査指導第二係(内線2554)  
TEL 027-226-2554

## 介護保険事業者に対する行政処分について

このたび、下記の事業者が運営する指定訪問介護事業所に対し、次のとおり介護保険法第77条第1項による行政処分を行いました。

### 1 対象事業者・対象事業所・処分内容

事業者の名称	株式会社ケムズコーポレーション
事業者の住所	太田市新田木崎町486-7
事業所の名称	ヘルパーサービスケムズ木崎
事業所所在地	太田市新田木崎町480-1
サービスの種類	指定訪問介護
指定年月日	平成28年5月1日
事業所番号	1070503279
処分内容	指定の一部の効力停止(3ヶ月、介護報酬上限7割)
申し渡し日	令和8年4月27日
効力発生日	令和8年5月1日

### 2 処分の理由

#### 不正請求額(概算)504,658円

#### (1) 不正請求【介護保険法第77条第1項第6号該当】

サービス提供が行われていないにも関わらず介護給付費を不正に請求し受領した。

不正請求期間	令和5年7月から令和6年8月及び令和7年3月から6月
不正請求額	計504,658円(概算)
対象となる利用者	7人(実利用者数)
不正請求件数	211件